

4月臨時会（4月23日）

専決処分の承認

- ・ 税条例の一部改正
- ・ 国民健康保険税条例の一部改正
- ・ 介護保険税条例の一部改正
- ・ 索道事業特別会計補正予算

条例の制定

- ・ 新元号の制定に伴う関係条例の整理

人事案件

- ・ 教育委員会委員の承認

右記の議案について、承認・可決としました。



雪不足だった大山ホワイトリゾート

5月臨時会（5月24日）

条例改正 国民健康保険税条例の一部改正

主な内容は、昨年9月議会で議決となった、賦課方式を4方式から3方式に移行することをふまえ、新たな税率・税額について国民健康保険運営協議会に諮問し、その答申にもとづいて改正を行うもの。令和元年度分から適用する。

質疑

◇国保運営協議会

【野口俊議員】協議会の各代表からどのような意見が出たか。また、今後についての意見は。

【健康対策課長】被保険者代表からは資産割廃止の影響について、医療機関代表は概ね賛成、公益代表からは今後の健康推進について意見があった。

【近藤議員】協議会では質問があったようだが意見はないように見える。機能しているか。

【町長】協議会には9人の委員が在籍し、さまざまな立場から議論されている。

◇国保税額

【野口昌議員】一人当たりの調定額が前年より低くなっているが、医療費分、支援分、介護分が減ってきたということが。

【健康対策課長】県が過去3年間の医療費から算出し提示したもので、一人当たりの医療費は増加している。

◇負担格差

【大森議員】一人当たりの調定額は減だが資産割が無くなることへの激変緩和とあるが分かりにくい。負担が増える世帯もあれば減る世帯もあるのでは。全体の数値を示して説明を求める。

討論

【反対…近藤議員】

【町長】実際に賦課してみないと前年度と比べられない。世帯構成の変化、所得の変化もあり一概に制度改正によるものとはいえない。

【近藤議員】現役世帯と年金世帯との負担格差をどう考えるか。

【町長】大きな要因は年金控除額の大きさで、これは国の税制によるものであり税制を変えないと解消はできない。断固反対する。

【反対…近藤議員】丁寧に説明しようという姿勢が見られない。資産割の廃止で、資産のある高齢世帯は減で、資産の無い現役世帯は上がっている。また、年金世代と現役世代とでは、所得割で数十万円もの格差が出る。



計算方法が変わった国保税